

飼料自給率向上戦略会議設置要領（案）

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現には、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

このため、これら関係者から構成される飼料自給率向上戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設立し、飼料自給率向上に向け、役割分担を踏まえた関係者ごとの具体的な内容やその取組の目標を示した「飼料自給率向上に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）を毎年作成し、関係者一体となった計画的な取組を推進することとする。

2 構成・運営等

- (1) 戦略会議は、農林水産省が主催するものとし、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体及び有識者を構成員とする（別紙）。
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- (3) 戦略会議の下に、分野ごと（農林水産省、農業団体、都道府県等）の戦略会議を設置し、行動計画の具体的取組を推進する。
- (4) 行動計画の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、「全国飼料増産行動会議」及び「全国食品残さ飼料化行動会議」を設置し、専門的見地からの具体的取組を推進する。これらの会議の構成員・運営等については、別途、農林水産省が定めるものとする。

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた行動計画の策定
- (2) 行動計画に基づく取組の促進
- (3) 行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

- (1) 食料自給率目標実現のために設置される「食料自給率向上協議会」と連携を密にし活動する。
- (2) その他会議の運営等に関し必要な事項は、農林水産省が定める。

○構成員

全国畜産課長会会長

やまぐち こうし
山口 幸志

生産者（酪農家）

いま かつえ
今 克枝

生産者（養豚農家）

しざわ まさる
志澤 勝

全国農業協同組合中央会会長

みやた いさむ
宮田 勇

（財）食品産業センター会長

かねだ こうぞう
金田 幸三

（財）食品流通構造改善促進機構会長

わたなべ ふみお
渡邊 文雄

（社）日本有機資源協会会長

くまざわ きくお
熊澤 喜久雄

（社）日本草地畜産種子協会会長

あさの くろうじ
浅野 九郎治

（社）配合飼料供給安定機構理事長

のざき おさむ
野崎 修

協同組合日本飼料工業会会長

ひらの ひろし
平野 宏

消費科学連合会会長

おおき みちこ
大木 美智子

日本大学生物資源科学部教授

あべ あきら
阿部 亮

ジャーナリスト

ますだ あつこ
増田 淳子

（株）セブン・イレブン・ジャパン環境推進部総括マネージャー

やまぐち ひでかず
山口 秀和

霧島高原ビール（株）代表取締役

やまもと まさひろ
山元 正博

農林水産省飼料自給率向上戦略会議議長

いわなが みねいち
岩永 峯一

// 議長補佐

しらす としろう
白須 敏朗

// 幹事会幹事長

まちだ かつひろ
町田 勝弘

// 幹事会副幹事長

しおた ただし
塩田 忠